

## 森林計画関係資料取扱要領

### (趣旨)

- 第1 この要領は、地域森林計画の樹立・変更に伴い作成した森林簿、森林計画図、公共測量の測量成果である森林基本図、宮城県森林情報管理システム（以下「システム」という。）で出力される帳票並びにシステムに搭載する森林計画図及び森林簿データの取扱いについて、森林法（昭和26年法律第249号）、測量法（昭和24年法律第188号）、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「保護条例」という。）及び森林経営計画認定等実施要領（平成24年4月2日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項のほか、森林簿及び森林計画図の取扱いについては、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け農林水産事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）に配慮するものとする。

### (定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 森林簿 県内の民有林について、森林計画図に記載された林小班単位で森林資源情報を記載した帳票。
  - (2) 森林計画図 森林基本図上に樹種、林齢、施業上の取扱等による区画等（林小班）を記載した図面。
  - (3) 森林基本図 空中写真をもとに県が作成した縮尺5,000分の1の地形図。
  - (4) システム 森林計画業務及び森林経営計画認定等業務について宮城県が開発したアプリケーションソフト一式（宮城県森林情報管理システム）。
  - (5) 森林GISシステム 森林の経営管理を目的として県内の市町村又は林業事業者が導入したGISシステム
  - (6) 帳票等 システムの標準的な機能で出力することができるもので、別表に掲げるもののうち、森林簿、森林計画図及び森林基本図を除くもの。

### (森林計画資料の配備等)

- 第3 水産林政部林業振興課長（以下「課長」という。）は、事務次官通知により、森林簿及び森林計画図を次のとおり備え置き、閲覧に供するものとする。

資料の種類	関係機関名		
	県の機関		市町村
	林業振興課	各地方振興事務所及び地域事務所	
森林簿	全県分	所管区域分	所管区域分
森林計画図	全県分	所管区域分	

(市町村に配備した森林計画資料の利用)

第3の2 市町村長は、市町村森林整備計画の樹立のほか、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けたものの森林経営計画の作成の援助、森林経営管理権に基づく森林経営管理権集積計画の作成、林地台帳の更新、その他森林・林業行政に係る計画及び資料の作成に供するため、配備された森林計画図及び森林簿を利用することができる。

(森林簿の個人情報の取扱い)

第4 県の機関に備え置く森林簿の個人情報は、保護条例に基づき取扱うものとする。

2 市町村に備え置く森林簿の個人情報は、市町村が個人情報保護に関する条例等を定めている場合は、これにより取扱うこととするが、市町村が個人情報保護に関する条例等を定めていない場合は、県に準じた取扱いをするものとする。

(個人情報を含まない森林簿の閲覧及び写しの交付の申請)

第5 課長又は地方振興事務所長及び地域事務所長（以下「所長」という。）は、個人情報を含まない森林簿閲覧等申請書（様式第1号）の提出があった場合は、システムの保護機能等を活用し、森林簿のうち、森林の所在及び森林所有者に係る部分を非開示として閲覧させ、又は交付をするものとする。

この場合、申請者に対して事前に次の注意事項を十分説明し、了解を得た上で閲覧をさせ、又は写しの交付をするものとする。

なお、仙台地方振興事務所においては、閲覧のみとする。

- (1) 森林簿は、地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので個々の森林の面積、現況及び保安林や自然公園の区域等を証明する資料とはならないこと。
- (2) 森林簿を、課税等の財産評価及び係争に係る資料、その他各種証明資料として使用しないこと。

(森林組合が使用する森林簿の交付)

第6 課長又は所長は、森林組合から、森林組合が使用する森林簿の交付申請書（様式第2号）の提出があった場合、保護条例第8条第1項第8号の規定に基づき、当該森林組合が「個人情報の収集、利用及び提供の例外について」（平成11年8月6日付け個情審第13号宮城県個人情報審査会答申甲第7号。以下「答申」という。）の留意事項を遵守する体制にあることを確認の上、交付することができるものとする。

(森林組合における森林簿の個人情報の取扱い)

第7 課長又は所長は、第6第1項により森林簿の交付を受けた森林組合に対し、答申の遵守について十分指導するものとする。

(森林経営計画作成に取り組む林業事業者への森林簿の交付)

第8 課長又は所長は、林業事業者から、森林簿交付申請書（様式第3号）並びに個人情報の取扱いに係る誓約書及び同意書（様式第9号）の提出があり、以下の条件全てに合致する

ことを確認した場合、保護条例第8条第1項第8号の規定に基づき、当該林業事業体が「個人情報の収集、利用及び提供の例外について」

(平成24年10月10日付け個情審第22号宮城県個人情報審査会答申甲第23号。以下「答申」という。)の留意事項を遵守する体制にあることを確認の上、「森林簿の交付について」(様式第12号)により交付することができるものとする。

(1) 使用目的が、森林経営計画の作成又は作成支援のためであること。

(2) 交付範囲は、一つの森林経営計画作成又は作成支援の対象林班に限ること。

なお、その範囲は、林班又は隣接する複数林班であり、一体として整備することを相当とする森林とする。

(3) 使用期間は、2年以内とする。

(4) 申請者が、施業の集約化に取り組む林業事業体であり、次の項目のいずれかに該当すること。

イ 国または県で実施した集約化に係る研修の修了生を雇用している林業事業体

ロ 集約化実施計画を作成している林業事業体

ハ 森林経営計画を作成又は作成支援した実績がある林業事業体

(5) 申請者が、個人情報保護に係る内部規定を定めており、個人情報保護の遵守体制が確立されていること。

2 課長及び所長は、第8第1項により森林簿を交付した場合は、整理簿(様式第11号)に交付状況を記載したものを備えつけ、所長は、毎年4月末日までに課長あてに整理簿の写しを提出することとする。

3 森林簿の交付を受けた林業事業体は、申請書に記載した使用期間終了後60日以内に、結果報告書(様式第10号)を、森林経営計画認定書の写しを添えて、課長又は所長に提出することとする。また、現地調査等の結果、森林簿と現況が異なることを確認した場合は、森林所有者の同意を得た上で、課長又は所長へ情報提供を行うこととする。

(林業事業体における森林簿の個人情報の取扱い)

第9 課長又は所長は、第8第1項により森林簿の交付を受けた林業事業体に対し、個人情報保護の遵守について十分指導するものとする。また、「答申」第3の2の各項目に留意した上で交付するものとする。特に、交付の際には、コピー防止用紙を使用し、電子媒体で交付する場合は、パスワードを設定する等、個人情報の保護に留意することとする。

2 第8第1項により森林簿の交付を受けた林業事業体は、使用期間が終了した後は、交付された森林簿を速やかに、課長又は所長へ返却しなければならない。

3 課長又は所長は、森林簿の交付を受けた林業事業体に対して、定期的に調査等を行い、管理状況等を確認することとする。

4 課長は、宮城県職員の調査等の結果、森林簿の交付を受けた林業事業体において個人情報の取り扱いが不適切であることが確認された場合は、林業事業体名、代表者名、住所及び不適切と認められた内容を県のホームページ上で公表するものとする。

(森林計画図の写しの交付等)

第 10 課長又は所長（仙台地方振興事務所を除く。）は、森林計画図の写しの交付申込書（様式第 4 号）の提出があった場合は、システムから計画図を出力の上、交付するものとする。

ただし、A 0 判の森林計画図の写しについては、課長が交付するものとする。

2 所長は、前項で A 0 判森林計画図の交付申込書を受理した場合、申込書をファクシミリ等で速やかに課長に転送するものとする。

(森林基本図の複製)

第 11 知事は、測量法第 43 条の規定に基づき、森林基本図（公共測量成果）の複製承認申請書（様式第 5 号）の提出があった場合は、複製しようとする者が森林基本図をそのまま複製して、専ら営利目的で販売する場合を除き、複製を承認するものとする。

(システム等に搭載する森林計画図及び森林簿の電子データの提供)

第 12 課長は、システム又は森林 GIS システムの利用のため森林計画図及び森林簿の電子データ（以下「システム用データ」という。）の提供を希望する国、市町村、森林整備法人又は森林組合から、森林 GIS システム用データ提供申請書（様式第 6 号）の提出があった場合は、システム用データを提供することができるものとする。この場合、提供するシステム用データの範囲は、原則として次のとおりとする。

機関名	森林計画図データ	森林簿データ	備考
国	全県分	全県分	利用目的が森林の経営管理又は森林・林業行政資料の作成に係る場合に限る。
市町村	当該市町村分	当該市町村分	
森林組合	当該森林組合が定款で定める事業地区分	当該森林組合が定款で定める事業地区分	
森林整備法人	全県分	全県分	当該森林整備法人が所有する森林以外の森林簿データについては、本要領第 8 の規定により県の承認を受けた区域を除き、個人情報を含まないものとする。

(帳票等の交付)

第 13 課長又は所長は、宮城県森林情報管理システムに係る帳票等交付依頼書（様式第 7 号）の提出があった場合は、次のいずれかに該当する場合に限り、帳票等を交付することができるものとする。

- (1) 林業経営又は森林・林業に関する事業のため使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が行政事務のため使用する場合
- (3) 大学等研究機関が学術研究を目的として使用する場合
- (4) その他知事が必要と認める場合

(森林計画図区画データの使用申請)

第 14 課長又は所長は、宮城県森林情報管理システムに係る森林計画図区画データ（ポリゴンデータ）の使用申請書（様式第 8 号）の提出があった場合は、次のいずれかに該当する場合に限り、使用を承認することができるものとする。

- (1) 林業経営又は森林・林業に関する事業のため使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が行政事務のため使用する場合
- (3) 大学等研究機関が学術研究を目的として使用する場合
- (4) その他知事が必要と認める場合

(資料の閲覧等に係る経費)

第 15 資料の提供及び交付等に要する経費については、次のとおりとする。

- (1) 第 5、第 6 及び第 8 の規定による森林簿の交付、第 13 の規定による帳票等の出力については、実費とする。また、第 14 の規定による森林計画図区画データの交付に係る経費については、出力に掛かる経費を含め実費とする。ただし、国又は地方公共団体からの申請にあっては、無償とする。
- (2) 第 10 の規定による森林計画図の写しの交付及び第 11 の規定による森林基本図の複製に係る経費については、実費とする。
- (3) 第 12 の規定によるシステム用データの提供については、無償とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 宮城県地域森林計画資料取扱要領（平成 13 年 1 月 4 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別表 森林計画関係交付資料一覧

NO	帳 票	内 容	申請先	様 式	交付形式	要領
1	森林簿	個人情報を含まない森林簿	・各地方振興事務所及び地域事務所	第1号	紙又は	第5
		森林簿 対象：森林組合		第2号	Excel	第6
		森林簿 対象：森林経営計画作成に取り組む林業事業体	・林業振興課	第3号 第9号 第10号		第8
2	森林計画図	各地方振興事務所及び地域事務所， 県庁で閲覧・複写可能（A3 判まで）。A0 判の交付については様式第4号による。		第4号	紙 (A0 判) (A3 判)	第10
3	森林基本図	空中写真をもとに県が作成した縮尺5,000分の1の地形図。	林業振興課	第5号	紙	第11
4	森林資源構成表	人工林・天然林別，育成単層林，複層林別，針葉樹・広葉樹別，齢級別（1から21齢級）の面積，材積，成長量を表示したもの	・各地方振興事務所及び地域事務所 ・林業振興課	第7号	紙，CSV	第13
5	樹種別森林資源構成表	樹種別（スギ，ヒノキ，アカマツ，クロマツ等），齢級別（1から21齢級）の面積，材積，成長量を表示したもの			紙，CSV	
6	制限林普通林別森林資源表	人工林・天然林別，単層林・複層林別，針葉樹・広葉樹別，制限林・普通林別の面積，材積，成長量を表示したもの			紙	
7	市町村別森林資源表	人工林・天然林別，単層林・複層林別，針葉樹・広葉樹別に選択した市町村の総計及び市町村ごとの面積・材積を表示したもの			紙，CSV	
8	市町村別（人天別）森林資源表	人工林・天然林別，針葉樹・広葉樹別，樹種別に選択した市町村の総計及び市町村ごとの面積・材積を表示したもの			紙，CSV	
9	所有形態別森林資源表	人工林・天然林別，単層林・複層林別に所有形態（県有，市町村有，財産区有，私有）ごとに面積・材積を表示したもの			紙，CSV	

1 0	林班・小班 群別面積表	選択した条件の森林が林班・小班群 ごとにどの位あるか面積を表示した もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方振興事務 所及び地域事務所</li> <li>・林業振興課</li> </ul>	第7号	(紙), CSV	第 13
1 1	林班・小班 群別材積表	選択した条件の森林が林班・小班群 ごとにどの位あるか材積を表示した もの			(紙), CSV	
1 2	制限林の種 別面積	保安林, 保安施設地区, 砂防指定 地, 自然公園等の制限林の面積を選 択した市町村ごとに表示したもの			紙	
1 3	所有規模別 所有者数	所有規模別の所有者数を選択した市 町村ごとに表示したもの			(紙), CSV	第 13
1 4	森林構成の 異動	市町村ごとの森林の増減の内訳を表 示したもの			紙	
1 5	市区町村別 林小班別面 積異動表	林小班の面積の異動状況を選択した 市町村ごとに表示したもの。			紙	
1 6	各種主題図	システムの主題図作成機能及び検索 機能を用いて着色した地図 (サイズ は最大で A3 判)			紙	
1 7	森林計画図 区画データ	林小班の区画データ (ポリゴンデー タ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方振興事務 所及び地域事務所</li> <li>・林業振興課</li> </ul>	第8号	Shape 形式	第 14